

令和4年福島県沖を震源とする地震に伴う災害に係る

福島県賃貸型応急住宅実施要綱

令和4年4月5日
福島県災害対策本部

(目的)

第1条 この要綱は、令和4年福島県沖を震源とする地震に伴う災害（以下「災害」という。）の被災者に対して、福島県（以下「県」という。）が、災害救助法（以下「法」という。）に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる「賃貸型応急住宅」を入居対象者に対して提供するため、必要な事項を定めるものである。

(賃貸借契約の基本事項)

第2条 契約は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とし、貸主、県、入居者、市町村の4者で締結する。
- (2) 契約期間は最長2年とする。ただし、災害救助の実情に応じ、契約を解除解約することができるものとする。

(入居対象者)

第3条 本事業の入居対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 災害発生の日（令和4年3月16日）時点において、法が適用される市町村（県内全市町村）に居住する者
- (2) 次の要件のいずれかを満たす者
 - ア 住居の全壊、全焼又は流失により居住する住宅がない者
 - イ 半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む）であっても、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- (4) 法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者
- (5) 法に基づく障害物の除去制度を利用していない者

(入居対象者の特例)

第4条 本事業の特例として、次の号に該当する者を入居対象者とすることを可能とする。

- (1) 法に基づく住宅応急修理制度を利用する者で、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を越え6か月以内に完了する見込みの者であって、住宅としての利用ができず自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないもの。
なお、当該対象者の契約期間は、災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去するものとする。

(借り上げ対象住宅)

第5条 借り上げの対象となる民間賃貸住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本要綱に基づき、県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅
- (2) 昭和56年以降に建設された住宅、若しくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅
- (3) 家賃が、1か月あたり5万円以下(対象世帯が2名以上4名以下(乳幼児を除く))である場合にあっては6万円以下、対象世帯が5名以上(乳幼児を除く)である場合にあっては9万円以下)である住宅

(費用負担)

第6条 賃貸型応急住宅に係る費用及びその負担区分は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県は、次の費用を負担する。
 - ア 家賃：第5条第3号のとおり
 - イ 礼金：家賃の1か月分を限度とする
 - ウ 仲介料：家賃の0.55か月分を限度とする
 - エ 共益費・管理費：社会通念上適正な金額を限度とする
 - オ 退去修繕負担金：家賃の2か月分
 - カ 損害保険：県が加入する
 - キ 入居時鍵等交換費：社会通念上適正な金額を限度とする
- (2) 入居者の負担は、次のとおりとする。
 - ア 光熱水費、駐車場費、自治会費、ペット飼育追加料等は入居者負担とする。(※家賃に駐車場代が含まれている場合は差し支えないが、家賃の他に駐車場代が設定されている場合は自己負担とする。)
 - イ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用

(県の事務)

第7条 県は、賃貸型応急住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 契約の締結に関すること。
- (2) 家賃等の支払いに関すること。
- (3) その他貸主、市町村、法人等、宅地建物取引業者等の調整に関すること。

(市町村の事務)

第8条 市町村は、賃貸型応急住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 入居者の選定及び入退去に関すること。
- (2) 契約書の審査に関すること。
- (3) 入居者の支援に関すること。
- (4) その他貸主、市町村、法人等、宅地建物取引業者等の調整に関すること。

(基本協定)

第9条 県と市町村は、より円滑な住宅供給と適正な管理を行うため、役割を定めた基本

協定を締結する。

(その他)

- 第10条 賃貸型応急住宅の入居者は、他の応急仮設住宅に入居することはできない。
- 2 賃貸型応急住宅の入居者は、法に基づく応急修理制度を利用できない。なお、第4条に規定する者を除く。
 - 3 賃貸型応急住宅の入居者は、法に基づく障害物の除去制度を利用できない。
 - 4 災害発生の日以降、市町村の受付期間終了までに、第3条又は第4条の入居対象者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合においても、第5条及び第6条の要件を満たす場合には、本事業を適用する。
 - 5 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月5日から施行する。